

件 名 千葉県ケアラー支援条例（仮称）の制定を求めることについて

要 旨

「ケアラー」は、家族など身近な人への介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を担う中で、身体的・精神的・経済的な負担を抱えながら、十分な支援を受けられないまま孤立している場合がある。

ケアラーの中には、長期にわたって家族など身近な人の生活を支え、医療・福祉等の関係機関との調整を担うなど、大きな役割を担っている方もいる。

しかし、こうしたケアを担う人自身が支援を必要とする「ケアラー」であるという認識は、社会の中で十分に共有されているとは言えない。

ケアラーを「家族だから支えるのが当然」とするのではなく、ケアラー自身の生活、健康、就労、学業等が尊重され、一人で負担を抱え込むことのないよう、社会全体で支える仕組みを構築することが必要である。

すでに全国の自治体においてケアラー支援条例が制定され、ケアラーを社会全体で支える仕組みづくりが進められている。

ついでには、千葉県においても、県、市町村、医療・福祉関係機関、学校、事業者、地域、家族会等が連携し、ヤングケアラーを含む全てのケアラーを社会全体で支え、孤独や孤立を防ぐとともに、ケアラーを包括的に支援するための基本的な方向性を定める「千葉県ケアラー支援条例（仮称）」を早期に制定することを求める。

以上の趣旨から、千葉県においてケアラーを社会全体で支援するため、次の基本的事項を踏まえた「千葉県ケアラー支援条例（仮称）」を制定願いたい。

1. ケアラーの尊厳及び生活の尊重

全てのケアラーが個人として尊重され、その健康、生活、就労、学業その他の自己の生活とケアとの調和が図られることを基本理念とすること。

2. 県の責務及び関係主体の連携

県の責務を明らかにするとともに、市町村、医療・福祉・教育等の関係機関、事業者、家族会その他の支援団体等が相互に連携し、ケアラーを社会全体で支援する体制の整備を推進すること。

3. 身近な地域における相談・支援体制の充実

ケアラーが孤立することなく、早期に必要な支援につながることができるよう、市町村における身近な相談・支援体制の充実が図られるよう、県が必要な支援を行うこと。

4. ケアラーの状況に応じた支援の推進

疾病、傷害その他の理由により援助を必要とする家族等を支えるケアラーやヤングケアラーなど、それぞれが置かれている状況に応じた適切な支援を推進すること。

5. ケアラー支援に関する理解の促進及び支援団体等との連携

ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について県民等の理解を深めるとともに、家族会その他の支援団体等との連携・協力を図ること。

6. ケアラー支援施策の総合的かつ計画的な推進

ケアラーの実態や意見を把握し、それを踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な仕組みを整備すること。